

開催日時：令和元年 10 月 18 日（金） 09：52～11：53
場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）
出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、
勢一智子構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地
方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、福田勲内閣府地方分権改革推進室参
事官、橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和元年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番12：学校給食費に係る児童手当からの特別徴収（文部科学省）>

（高橋部会長）現在、公会計を導入している団体は4割程度にとどまっているということだった。現時点において、公会計化を進めることを前提に、学校給食費の強制徴収についてどう考えるか改めて確認させていただきたい。平成31年3月28日の提案募集検討専門部会では、決して強制徴収についての検討を諦めたわけではないという発言をいただいたが、そのスタンスは変わっていないということによろしいか。

（文部科学省）公会計化についての最終的な実現、強制徴収について諦めたわけではなく、まずは実績を積み重ねて、できることをしっかりとやった上で、それでも法的な強制措置が必要かどうかということを検討した上で措置を進めてまいりたい。

（高橋部会長）自治体の職員は公会計、私会計の区別はよくわかっていると思うが、一般の方は公会計化と言われても理解が難しいのではないかと思う。これまで公会計と私会計があり、それぞれどういう取り扱いになっているのか、公会計化ということがどんなことを意味するのか、ということについて、公会計化という言葉之余り使わずに、学校の先生が徴収しなければならない現状があったとか、現状と比較してわかりやすい説明をした方が、保護者にはよくわかるのではないかと思う。公会計化を進めるのは自治体ではあるが、保護者に対するアナウンス効果というのもある。そのような工夫をしていただき、公会計化すると自治体が徴収するようになり、組織的な徴収を行うことになるということが保護者にもわかるように説明をしていただきたい。自治体の職員でも財政を担当している人でない場合、公会計、私会計という概念の区別はよくわからないと思うので、工夫していただきたい。

（文部科学省）公会計化と一口に言っても、保護者が受ける学校給食費の徴収の仕方が、どういった形で効果が現れるかわからないので、第一段階としては、実際に現金を子どもたちに持たせて学校で管理しているということがなくなるということが1つ。また、公会計にしたとしても、学校で給食費を徴収・管理するケースもあるようなので、私たちが目指すのは、学校で給食費の徴収・管理を行わず、かつ、市町村で歳入と歳出を管理する、その両方を実現することなので、そのような誤解がないようにしたい。学校現場に現金が一日に何百万も集まるような状態をなくすということは、学校の管理上も望ましいことであり、保護者にとっても、非常に便利な手段だということをし、しっかりと周知していくことは必要だと思っているので、そのようなことも含みながら、今後の広報活動は進めていきたい。

（高橋部会長）努力目標を設けることができないかということをお願いしていたが、検討状況はいかがか。公会計の団体は4割ということで、100パーセントを目指すというのは当然なのだが、何年間程度かけて、理想的なところにもっていきたいと考えているのか。

（文部科学省）今回、7月に策定したガイドラインを周知しており、その中では公会計への移行に2年かかると、私たちは考えている。これから公会計に移行しようと考えている団体が、最速で2022年から順次移行していくという取り組みがスタートすると思っている。しかし、最終的に100パーセントを何年で目指すかということに

については、今ここで5年とか6年とか申し上げられれば一番すっきりはすると思うが、現状では、どの程度公会計化に向けてのボトルネックがあって、どの程度の団体ができないのか、もしくはできるのかという数値自体を、私どもがまだしっかり把握していない。そのため今年度新たに調査を実施し、来年度以降も必要な調査を行いながら、何がボトルネックになっているのかを洗い出して、それがすぐに解決できることなのか、それとも時間がかかることなのかという分析も必要と考えている。今ここで簡単に何年後というような目標をお約束するということは難しいと思っている。

(高橋部会長) 2年後から順次移行がスタートしていくということだが、できる団体は今からでもやっていただくということではどうか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) できるところは今からでもやる。しかし、どこにボトルネックがあるのかわからないので、2年後の時点でしっかりと総括をして、その結果を踏まえて新たな方向性を打ち出す、こういうお考えだと受け取ってよいか

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) 我々も必要に応じて、どういう対応が必要かということをお願いすることもあるかもしれない。また、1年後に全然進んでいないという話もあるかもしれない。今の御省の取組が、我々にとって十分かということ、どのような形でフォローアップしていくのかということは、事務局とよく相談していただきたい。

(文部科学省) 承知した。

(大橋部会長代理) 公会計化を進めることを、国と地方公共団体の間だけではなくて、保護者も巻き込むような形でやっていただくことは、文部科学省にとっても大事であり、分権も何のためにやっているのかということが市民に向けて出ることが大事なので、そこははっきりしていただきたい。先ほどの説明だと、現金を学校現場に持ち込まないという説明は、非常にわかりやすいものだが、少しリアル過ぎて、例としては狭いような気がする。実際には、公会計にすると学校の先生もそれだけ負担なくやれるということもあり、給食制度が持続的に、安定的に維持できるということもあり、公平性を保つような仕組みとして、学校給食を持続可能にするために非常に重要な仕組みである。以上の点について、住民の方も含めて宣伝して、理解をいただくということが、先ほどのスケジュールを進める上では大事な追い風になると思う。その点を含めて宣伝していただかないと、内容がマニアック過ぎて伝わらないと思うのでお願いしたい。

(文部科学省) 私どもPTA協議会とも非常にいい関係があるので、早速、PTA協議会にも働きかけてまいりたい。

<通番11：医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲（厚生労働省）>

(高橋部会長) 提案団体としては、特に半数は負担を感じていないという話もあるので、拡大について前向きに御検討をしていただきたいということである。その方向性というのはいかがか。

(厚生労働省) 先ほど最後に申し上げたが、来年度に、そのことについての調査研究事業を立ち上げて、少し調査研究をしたいと考えている。今、保育所で医療的ケア児を受け入れているところが、全国で多分300ぐらいあり、そこでは、いわゆる痰の吸引や経管栄養を必要とする方々がいるので、実際そこでどのように行われているかヒアリングをする。また、いわゆる医療的ケア児が多い障害児の施設の方で、どのような役割分担でやっているのかといったところをきちんと調査研究し、どのようにすれば受け入れが進むかを調べたい。

その中で、例えば、看護師、保育士がどのような役割分担でやっていくことが受け入れを進める上でいいのかというのを調べていきたい。今、痰の吸引と経管栄養については、保育士も特定行為として対応することが認められてはいるが、実際に、先ほど言った300の保育所を幾つか回ってみたが、対応しているのは、やはり看護師、しかも看護師が小児科の人と、その子に応じた訓練を積んで、やっと対応しているというのが現場の実態で、やはりお子さんなので、受け入れる側も、何か命に関わるものがあってはいけないということで、かなり慎重な対応をしている状況もある。そうした中で、御提案も含めてどのようなことができるのかを幅広く検討するというので、来年度1年間時間をいただきたい。

(高橋部会長) 分かった。今はやっていないのか。

(厚生労働省) できないので、やっていない。

(高橋部会長) 酸素吸入をやっているような施設が、どんな形でやっているのかも含めて、幅広く見ていただけるということではどうか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) やっていないところに聞いても、拡大のインセンティブが湧かない。少し幅広に酸素吸入の必要性についての調査をしていただければありがたい。それでよろしいか。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) それで、このモデル事業だが、60カ所とは、何となく、これで提案団体の要請に応えたことになるのかなと疑問に思うのだが、こんな規模でいいのか。

(厚生労働省) このモデル事業は、酸素吸入の話ではなくて、まさに、先ほど言った経管栄養や痰の吸引といった医療的ケアが必要な子を受け入れる事業なのだが、70ぐらいの自治体でやっているという現状である。

実は、保育所で、酸素療法もそうだが、そういう子を受け入れているのは、まだまだ非常にレアなケースであって、モデル事業でやっていただいている70団体と、モデル事業ではないが、公立の保育所などで看護師を雇って、医療的ケアの子も受け入れているという保育所が200ぐらいあり、合計して先ほど言った300ぐらいのところ、今、受け入れているというのが実態である。それについて、どうやっているかをよく調べていくということなので、まさに今、やっているところをなるべく幅広く調べて、酸素療法の子も、その300の中で、チューブをつけている子はどのぐらいいるかも聞いてみて、調査をしていく。できることは幅広く全てやりたいと思っている。

(伊藤構成員) 今、調査をしていただけるということで、ただ、現に特定行為を行っている保育施設等は、それほど数はないというようなお話だが、恐らく医療的ケアを必要とするお子さんのニーズ自体は、潜在的にはすごく高いと思うので、現に行われている事業所というか、施設を対象とする調査だけでは、ちょっと見えてこない部分はあると思う。

もちろん、現に行われている施設に調査をするにしても、例えば、実際にどういう問い合わせがあるのか、あるいは潜在的にどのようなニーズがあるかを含めて調査をしていただかないと、恐らく実際のニーズを把握するのは、難しいのではないかなと思うのだが、いかがか。

(厚生労働省) もう一度御説明すると、300の保育所も、恐らく保育士が特定行為でやっているところはほとんどなく、多分、看護師がやられているのがほとんどだと思う。そうした中で、本当に特定行為ができる保育士が何かやっているかも、併せて調べたい。そうした中、そこに行っても、多分、我々がターゲットにしなければいけない酸素療法をやっているようなお子さんがいらっしやらないかもしれないので、障害児のための通園施設に出向いて、酸素療法の子について、どのような対応をされているのかを聞いてみたい。先ほど申し上げたとおり、基本的には、そういう子は、障害児のための専用施設に通われているのが現状。何とか集団保育の中で受け入れを進めていきたいので、集団保育をやっている300のところにも聞きに行き、そういうお子さんたちがいらっしやるだろう障害児の通園施設にも、そういうお子さんは、どのような状況で御対応されているのかを聞きに行き、それで保育所の方に進めていくにはどうしたらいいかを調べていきたいと、そういう趣旨である。

(大橋部会長代理) 今回のこの提案の基礎にあるのは、特定行為というものの範囲というのが、本当に現状でいいのかということがある。どうも私が外から見てみると、現行のものが認められた時点から、相当年数が経っていて、その間に特定行為の範囲について検討したというようなお話が余り出てこないものだから、そのところを真面目にというか、もう少し焦点を当てて一歩ずつ進めていこうと、そういう提案だと思う。

それで、まず、私が一番知りたいのは、酸素吸入の管理といったことが、医学的な安全の観点から、専門家の方が見てどうなのかということ、きちんと検討していただいて、その場合に、どれぐらいの条件なり整備なり、現在の技術的な進歩との関連で折り合いがつく話なのかということ、まず、固めていただく必要がある。それをベースに、モデル事業ではないが、アクションを起こして、一定の保護観察をするみたいなプロジェクトをやって、安全面を確認するというのをやらないといけない。今あるところでウオッチしているだけで進むような話ではなく、それでは、ある意味、無責任なような気もする。ある程度プログラムを組んで、特定行為を考えていかないと、実態把握とかいうことは、なかなか難しいのではないかなと思う。そうしないと、これも恐らく、また放置されたまま、相当年数がかかって、先ほど伊藤構成員が言われたように、ニーズはあると思うが、今、範囲に入っていないから、顕在化しようがないところがある。せっかく、今回、いろいろ調査とか検討をやっていただけるのだとすれば、そういうものも大々的ではなくてもいいので、プロジェクト的に進めるといようなことを一方でやっていただくことを検討いただけると、提案団体も、少し安心するのではないかなと思うのだが、いかがか。

(厚生労働省) 実際、来年度調査研究するに当たっては、医師会、看護師会、保育士会、それと、先ほど言った、今、障害児を受け入れているという団体、そういうところにも御協力をお願いして御議論いただきたいと思っている。当然、保育の責任を持っている市町村の方々の御意見がどうなのかということもきちんと収めていかなければいけないと思っているので、そういうところの意見を幅広くお聞きしつつ、専門的見地からのお話、恐らく酸素療法も、普段の生活での管理であればそんなに問題ないのだが、仮に、何かで不具合が生じたときに、保育士で本当に対応できるのか、呼吸に関わることなので、何かあったときにそこで対応できなければ命に関わってしまうことがあるので、医学的に可能かどうかということも含めて、専門家の方も交えて御議論をいただく。決して後ろ向きということではなくて、やはり、今、医療的ケアの方を集団保育の中でというお声は、我々にも届いているので、それでモデル事業とかもやっているところなので、前向きに何ができるかということをよく検討していきたいと思っている。

(高橋部会長) 重要なことで、何か調査というと、アンケート調査みたいなことを我々は想定しがちだが、厚生科学研究みたいな、ああいう具体の議論もしつつ、医学的な検討もされるという理解でよいか。

(厚生労働省) 然り。そういう面からも含めて、そういう方のアドバイスもいただきながら、もちろん、まずは実態を把握した上で、どういう対応ができるかということを経験家の方にも御意見を聞きながら検討していきたい。

(高橋部会長) ぜひ、そこはお願いしたい。

(磯部構成員) 付け加えることはなくて、本当に是非、必要性和安全性が大事だと思うので、クライアントの方に必要な医療的ケアを届けるのは、本来、それを独占している医師なり、看護師なりが、自分たちで全部やらないのだったら、それは介護士とか保育士とかの手を借りながら、きちんと届けていく責務があると思うので、その際、どういう方法なら安全にできるのかということは、まさに、本来独占している専門家が、まず、考えるべきことだと思うので、その調査の中で、ぜひ専門家の観点からの検討をしていただきたい。

その上で、非常に負担感を感じているということ、最初に御説明になったのだが、必要性、安全性の観点と、負担感というのを、肩を並べて同じレベルで考慮するべきなのかということ、本来、ちょっと違うのではないかなと。負担はもちろんあるだろうと思う。それはプロフェッショナルな活動だから、それはそうだとは思いますが、その負担を軽減するために、例えば、どういう研修が必要なのかとか、どういうサポートが必要なのかということ考えていけばいいのではないかなと思っており、それを後ろ向きで考えているわけではないということをおっしゃったので安心して、是非、前向きに解消する方向で考えていただきたい。

(厚生労働省) 非常に重要な御指摘で、この問題は、親御さんの不安感を考えたときに、命に関わるような行為を必要としているお子さんを保育所に預けて、先ほど言ったとおり、今はほとんど看護師が対応してくれている。それを看護師ではない、医学的な学校を出ていない方にやっていただくということについては、恐らく、預ける保護者の方の不安感、実際に、それをやることになる保育士の不安感、もし、何か事故があったときに責任を負わなければいけない、保育の実施者である市町村の不安感と、そういうものについてどのように解消できるのかということもきちんとやっつかないと、この話は進まないで、この御提案の市の保育の担当の方の思いがあると思うが、ほかの市町村の保育の実施者の方の、そういうところをどう対応するかということもあるので、そういうことも含めてここは議論をしていかないと、一足飛びにはなかなか進まないかと思っているので、そこは丁寧にやっていきたい。

(勢一構成員) 今の不安感の解消をということで考えていただけるのは、非常に大事だと思うのだが、不安感というと、恐らく、どんなにいろいろな条件を付けても、不安は残ると思うので、不安感という言い方よりは、内容は同じで、リスクの低減をするということだと思う。技術とか、実態の把握とか、体制の整備とかをやっていくことで、リスクをできるだけ下げていって、それによって安心して使ってもらえるようにするというようなので、是非、ふんわりした不安ではなくて、体制とか制度、それから、技術のリスクの管理という趣旨で御検討をいただければと思うので、よろしく願いしたい。

(厚生労働省) そのようにしたい。

(高橋部会長) 単純に保育士の方にやれると言っておしまいではなくて、バックアップ体制とか、いろんな形でのリスク低減策が、今、勢一構成員がおっしゃったように、あると思う。そういう選択肢も含めて幅広く御検討いただければありがたい。何とぞ、よろしく願います。

<通番 34：地域の大学・短大が行える職業訓練の範囲を拡充するための委託要件の緩和（厚生労働省）>

（厚生労働省）今回、2次回答ということで、資料の14ページに書かれていることを含めて、少し補足しながら説明したい。一般に職業訓練は、失業して、次に職を求めるという方に対して訓練を行っているということで、やはり、基本的には、速やかな再就職を図るために、通常1年以内の訓練期間となっているということが、まず、原則としてある。しかしながら、このコースでは、特例的に2年以内の訓練期間を認めているということで、この趣旨としては、能力開発の機会が少ない失業者とか非正規労働者に対して、国家資格をきちんと与えると、それによって2年間という長い期間訓練をしても、それに見合うだけの就職ということが得られるだろうということで、特別に2年としているもの。したがって、このコースの修了要件、国家資格の取得ということを中心として、そういうものに限って、このコースを認めているということ、まず、御理解いただければ。そういう要件であるので、なかなか2年という特例をさらに緩めるということは、本来1年だったものを特例で2年にしていると、しかも、2年以内にきちんと資格が取れて、次の安定した再就職に結びつけられるということを中心としたものということなので、これを緩めてしまうというのは、やはり、制度の根幹を変えということにつながりかねないという懸念がある。また、この訓練には当然のことながら予算を伴うものであり雇用保険の財源で、企業から徴収している雇用保険料を原資にしているというものなので、この予算措置を変えということ、そう簡単ではないということも御理解いただければと思う。ただ、前回、さまざま部会長または委員の方から御指摘をいただいて、私どもも検討して、自動車整備士資格というものについては、訓練と試験は2年以内に行っていると。ただ、合格発表だけが2年を超えて行っているという特別なものである。こうしたケースを、我々は調べたのだが、他には見当たらないということであり、そのため、まずは合格発表を何としても2年以内にしてほしいと、我々としては率直に考えている。ただ、すぐそれをやってくれということも難しいかと思うので、それは、我々のほうも働きかけていくので、そういうことを調整する一定期間に限って、例外的に合格発表は4月をまたいでしまうけれども、長期訓練コースの対象として認めるという方向で検討したい。いずれにしても、この調整に要する一定期間に限りとしてあるが、私どものほうも、これは国交省の所管であるし、試験実施団体もあるので、国交省と試験実施団体を含む関係者、あと、場合によっては現場の声ということで、自治体からの声もお聞きをするという形で調整をしていく、こういうことを行ってまいりたい。

（高橋部会長）2年と少しはみ出るというのは、この自動車整備士だけなのか。

（厚生労働省）これは、全部精査する方法がなかなかないので、我々のほうで手を尽くして確認しているところ。今のところ、確認しているところ、2年の期間内に国家資格の取得をするということで、我々のコースの対象となり得るようなものということで見たりでは、これだけだと考えているが、なお、よく精査をしたい。そういう意味では、回答については、対象となるコースの要件等については、改めて整理するという書き方をしているけれども、もう一度よく精査をして、これだけだということであれば、自動車整備士資格にかかる訓練コースの設定ということ、対象として例外的に、一定期間に限り長期訓練コースの対象として認めることにしたいと思っているところ。

（高橋部会長）では、そこは引き続き精査をしていただいて、同じように少しはみ出るようなものがあれば、同じように対象にさせていただけると受けとめてよろしいか。それは、3年とかいうのであれば、なかなか話は別だと思うが。

（厚生労働省）普通、就職は4月が多いものですから、ほかの資格でも、いろんな資格があるが、やはり、3月内に合格発表があって、そうすると本人も就職がしやすいと、企業のほうも合格するのではないかと思って採用したけれども、実際は資格がなかったということだと、採用してしまっても困る。だから、やはり、労働者、使用者双方にとって3月内に合格発表までいくというのが理想的なので、そういう試験がある場合には、私たちのほうからも働きかけて、労働者、使用者双方のために3月中にしてくださいということ働きかけていきたい。

（高橋部会長）対象の相手というのは、国交省と試験団体か、実施団体ということか、調整を加えてというのは、厚労省が調整していただけるのだと思うのだが。

（厚生労働省）厚労省は、皮切りに入りたいと思っているので、基本的には、国交省と試験団体だが、ただ、今回、こういう経緯もあるので、地方公共団体からも御意見を聞くということはあるかなと思っている。

（高橋部会長）国交省に預けるといふのだと、なかなか、筋論とすると、今、御説明頂戴したように、就職とかということと言うと、やはり、厚労省の、いわゆる職業の資格習得ということの政策から言うと、国交省マタ

一ではありますが、やはり、厚労省として積極的にかかわっていただきたいと。

(厚生労働省) それは、もちろんである。そのようにするつもりである。

(高橋部会長) では、そこは、そういうことでお願いしたい。

(磯部構成員) 一定期間に限り、例外的にという部分だが、それは、どういう趣旨かなのだけれども、できれば、3月前までに発表ができるように働きかけ、それが実現するまでの間は、一定期間限定的にと、そういうような意味合いだと理解してよろしいか。

(厚生労働省) そのとおり。なるべく早くということなのだが、いつまでも永遠にというわけにもいかないので、当方としては2年間ぐらいということを目途に、できるだけ早く調整をしたいと考えている。

(磯部構成員) わかった。

(高橋部会長) これは、やはり、筋論から言うと、おっしゃったとおりなので、国交省にきちんと認めてもらうという御姿勢だということによろしいか。

(厚生労働省) 我々としては、そのように働きかけをしっかりとまいりたい。

(担当参事官) 国交省との調整で試験の日程が、万が一変えられないとなった場合の対応というのは、いかがか。

(厚生労働省) まずは、今、発表が4月15日ぐらいということなので、あともう少しなので、そこを何とか調整をしたいと思っており、万一調整が2年以内にできなかったときというのは、それは、その段階でよく、労働者と使用者にとっていい結果になるようにというのが本筋だと思うので、それは、またよく考えたい。

(高橋部会長) では、万々が一というときには、また地方公共団体とも御相談いただいて、どうするかをお考えいただくということによろしいか。

(厚生労働省) そのとおり。

(高橋部会長) これは、筋論から言うと、おっしゃったとおりなので、国交省に認めてもらうという御姿勢だということによろしいか。

(厚生労働省) 承知した。

(大橋部会長代理) 調整がうまくいくことを大変期待しているけれども、先ほどから話に出ているように、調整がうまくいかなかったような場合にはやはり、地方公共団体の手には余りし、それを見越して入学した生徒は、なおさら利害関係があるので、そういう場合には、一定期間が続いているというように理解してよろしいのか、つまり、例外が認められるということによろしいのか。

(厚生労働省) 例えば、これで来年4月に入学された方とか、再来年4月に入学された方は、2年間が経って、そのときに変わっていなければ、合格発表が4月になってしまうわけだが、それは、当然、長期訓練コースの対象として認めるというのは、スタート時点で認めているので、その入学した方々は、当然、最初から対象になり、最後まで対象になるということである。

(高橋部会長) 多分、大橋部会長代理がおっしゃりたいのは、仮に調整がつかなかった場合でも、もう認定されてしまった人は、どこかで切られることはないのかという話である。ここでもう諦めたから、もう切ると、本則に戻って2年以内はしっかりやりませんという話ではないということか。

(厚生労働省) です。4月に入学した方は、2年間もちろん確保されますので、訓練期間が終わるまで。

(高橋部会長) 調整した結果、国交省がうんと言わなかったと、だから、ある段階で何年度入学までは認定するけれども、何年度入学から以降は認定しないということはないということか。

(厚生労働省) 調整できなかった場合にどうするかというのは、その段階で考えさせていただいて、おっしゃることが学校単位としてどうなのかということであれば、その段階で考えさせていただきたい。そもそも訓練コースというのは、ずっと永続的にあるとは限らないものなので、そういったことは、どの訓練コースでも、これに限らず起こり得るものである。

(大橋部会長代理) そういう仕切りをするとしても、実質このコースは、それだけのことをやるのにふさわしいものだという評価があって、たまたま時期が、合格発表が出てしまっているということがネックになっているものである。その段階でも、元通りにすることなく、就労機会を得る若い人が地方で増えるわけであるから、そこでもう一回新規というのではなくて、継続的にお願いできればと思う。

(厚生労働省) 御要望の御趣旨はわかるのだが、今からそう言ってしまうと、それならいいではないかといって調整できないので、そこは、やはりある程度一定期間を区切って、しっかり調整をさせていただくと、それで、万一調整できなかったら、それはもちろん厚生労働省として、労働者と使用者のためにということをも優先という姿勢は変わらないので、それは、そのときにまた御相談をさせていただくということをお願いをしたい。

(高橋部会長) わかった。では、相談いただくということで、かつ、労働者の立場に立つというお話をいただいたので、そういうことで、よろしくお願ひしたい。

<通番 32：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲（経済産業省）>

(高橋部会長) 事務処理特例で移譲されているので、これ以上、法律上の権限移譲は要らないという意見は、分権的な観点から言うと、見ていただく必要はないのかなと思っている。要するに、予算措置等いろんな関係から言って、事務処理特例と法律上の権限移譲は全く違うので、そういう意味では、現に事務処理特例で移譲されているところであれば、法律上の権限移譲に移行しても支障はないと思う。そこは考慮せず、先ほどの説明でも、そういうふうなカウントの仕方を、多分6ページでしていただいたと思うので、そういう観点から、見るときにはお願ひしたいと思う。

確かに、疑問を持っていらっしゃる方もいると思うが、例えば、LPガス協会の話であるが、これは、都道府県が権限を持っていても、担当者が代わると、場合によっては法令解釈で、ローカルルールみたいな話があり得る。これは、裁量はそんなに高い事務ではないのではないのか。LPガスの事務は、担当者によってというか、物事によって裁量、状況の変化によって判断が違うという話ではないような気がするが。

(経済産業省) まず、県と国との間では、どういうふうに処理するかということ、定期的に会合を開いて、意思統一を図るということをやっている。一方で、今回のアンケート調査でも、権限を条例で移譲している県と指定都市の間では、定期的に同じようなことをやっているということであった。ただ、それでも、若干見解に違いが生じているかもしれないので、そこはいずれにしても統一的な見解が出るようにやっていく努力が必要だと思っている。

一方で、LPガス協会からの意見としては、事業所ごとに登録したり、許可を出したりするという高圧ガス保安法とは違って、エリアが広域にまたがると、県、国というふうになってくると。それで、指定都市の中で収まっている事業者が、例えば、指定都市に移譲した場合には指定都市に行くことになり、事業エリアが拡大して指定都市をまたぐような事業規模になってくると、今度はまた県に行くこととなる。その間が少し混乱するという懸念しているということがLPガス協会の指摘である。

(高橋部会長) 支障というのは、要するに経営規模が少しでも違った場合に、そこは移行が必要だと、そういう主張だというお話か。

私どもとしては、法令解釈、ローカルルールの問題は権限移譲の問題とは別だと考えているが、そこはオミットしていただいて、今後の検討の中でお願ひしたいと思うが、そこはよろしいか。経済産業省もローカルルール撲滅と言っている。

(経済産業省) そのあたりも、有識者の御意見も踏まえて検討したい。

(高橋部会長) だから、有識者の検討の際に、ローカルルールの話は言わないでいただきたい。

(経済産業省) いずれにしても、我々としては、今の問題をどうやって解決するかということ、おっしゃるように、ローカルルールはオミットすべきだということであれば、その御意見も踏まえて検討したいと思う。

(高橋部会長) 事務処理特例の話もそうなので、そこは検討に当たっては、オミットしていただければありがたいと思う。

(大橋部会長代理) アンケート結果のとりまとめ、ありがとうございます。いろいろ状況がよくわかりました。

ただ、これの受け止め方であるが、全会一致で決めるような話ではないということで、今回、こういう提案が出ている。1つには、かつては同じ法律だったところを指定都市に一方を移譲したところから始まった話である。その後、そののころを便利にしようということで、事務処理特例を活用される自治体が出てきて、それをうまく活用されている例がたくさん紹介されたが、その結果、現時点では、私から見ますと、同じ法律なのに、先ほど表にさせていただいたように、あれほどばらばらに、いろんな項目が移譲されていたり、移譲されていなかったりということが、1つの国の中で行われている。こうした状況は、私は、他にあまり例がないというか、これは決していい状況だとは思えない。多様性という問題ではない。だから、今回の指定都市がまとめてほしいと言っているものは、ある意味で、一方を移譲したことによって、ねじれたというか、そういう問題をリセットする機会なのかなという気もしている。

それで、法制度は概観性が大切というところは、事業者の方からも当然あるわけで、それがいろんな項目ご

とに、こうもばらけてしまっている。しかも、これ以上にアンケートの意見をいろいろ聞いて、ここがほしい、要らないみたいなことをやり出した日には、1つの法律が、さらに、ばらばらのモザイク状況になってしまっていく、今回のアンケートで、私が一番心配に思ったのは、そのところなので、そういうところは、所管官庁として、ある程度精査していくということも一方でお考えいただくことは、とても大事ではないかなと思うが、いかがか。

(経済産業省) そのあたりも含めて、先ほど申し上げたように、丁寧に見ていきたいと思っている。もちろん、指定都市の中には、積極的にやりたいというところもあれば、この権限は要るけれども、この権限は要らないというところもあるであろうから、その意見は、我々としては尊重したいと思っている。

したがって、前回も少し申し上げたと思うが、例えば、指定都市市長会で何かまとめるとか、そういったことがあれば、そういった意見も踏まえて、先ほど申し上げた小委員会の中で、そういったことも含めて検討したいと思っている。

(高橋部会長) 大橋部会長代理がおっしゃったような視点も含めて、御検討いただきたい。

最後になるが、両法の適用を受ける施設、バルクローリーについても、同様の支障があるという話が明確に示されているようである。これは、必要な対応をしていただきたいというお願いであるが、そこはいかがか。

(経済産業省) バルクローリーは熊本市からも要望が出ている。支障が出ているということで、他のところにも、このアンケートでは必ずしも拾い切れない部分もあると思うので、小委員会の方で色々な意見を聞きながら検討したいと思う。

(高橋部会長) それでは、そういう検討を、今、お願いしたような視点で、ぜひ小委員会で専門的な御検討をいただきたいと思う。

<通番 23：旧農地法に基づく国有農地等に関する運用及び手続きの見直し（財務省・農林水産省）>

① 旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を行った国有農地等に係る法定受託事務の運用の見直しについて

(高橋部会長) まず、財務省にお聞きしたいのだが、調査されてなかったというお話もあるが、お認めいただいたように、ミスコミュニケーションもあると思う。そこは、通知する時に、処分の目処がつかない土地は引継ぎを断られているという声があったということ、それを踏まえて対処してほしいということを明確に示していただきたいと思う。調査ではなかったかもしれないが、地方公共団体は、そういうふうになっているので、それを踏まえて、この通知を出したということを明確にしていきたい。

2次回答にて「処分先の目処がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取り扱いとはなっていない」と御回答いただいたが、これは「取り扱ってはいけない」という話である。ついては、「なっていない」ではなく、「してはいけない」ということを明確にしていきたい。

(財務省) 表現ぶりはきちんとさせていただく。

(高橋部会長) してはいけないということが、はっきり担当者にわかるように明示していただければありがたいと思う。

標準処理期間についても、これは農林水産省に合わせていただくということでよろしいか。

(財務省) 具体的に、今、1か月や2か月という案があるわけではないが、よく話し合っけてきちんとしたいと思う。

(高橋部会長) 両省で足並みがそろった形で、共同通知みたいな形がありがたいと思う。

(財務省) 農林水産省と相談して決めさせていただく。

(高橋部会長) 事務局とも相談して、よろしく願います。次に農林水産省に質問させていただく。

御説明いただいた資料の「今後の対応方針」について、具体的に書いていただいてありがたいと思うのだが、②のイのなお書きの趣旨というのは、結局、地方農政局と日程等の調整ができないということがあり得る。そこは、地方農政局でもいいし、都道府県が自分でやりたいと言えば、それでできるという趣旨か。

(農林水産省) 調査結果を見ると、都道府県が、自分で調整するほうが効率的だという意見もあったので、もし、都道府県が管理状況に係る調整を自分たちで実施すると希望し、農政局としても、それで問題がないというときは、そういう道を開いておくという趣旨である。

(高橋部会長) それから、管理状況に係る「調整」という言葉の中身について、これが今一つよくわからないのだが、「調整」の中身とは、どういうことなのか。御教示いただけるとありがたい。

(農林水産省) 例えば、ある土地について、現況がどうなっているか、評価が違うときに、これはこうではないかと、そういう意味での調整というのは、やはり、現地をどう見るかというところはあると思う。そういうところの意見を突合させて、こうしましょうということはあると思うので、そういうことをきちんとしていく、それを遅れないようにやっていくということである。

(高橋部会長) 「調整」の中身について、見解の相違等、具体的にわかるように少し例示等をしていただいたほうがありがたいと思うが、そこはよろしいか。

(農林水産省) 承知した。

(高橋部会長) なるべく進むような形で調整の具体的な中身を例示していただけるとありがたいと思う。あと、もう一つ、標準処理期間について、つくっていただけることはありがたいと思う。

ただ、御説明いただいた資料の4ページの「国有農地等の管理と財務省への引継の手続きの流れと運用の見直し案」の図だが、標準処理期間の始期と終期について、本来的な、理論的な筋から言うと、確認に要した期間は除き、不要地認定を受けたときから引継ぎ調書の作成までである。行政不服審査法でも、審査請求と期間について、補正などにかかった期間は除くという書き方になっている。始期と終期があって、その中で、やむを得ない部分は除いて、それ以外は迅速に処理するという書き方にさせていただいたほうが、理論的には筋が通っている。結局、同じではないかという話になるかもしれないが、そこは、理論的に整理していただいたほうがありがたいと思うので、御検討いただきたい。

(農林水産省) 今、このような形で標準処理期間を設定させていただいた趣旨としては、境界確定・越境物の是正等の確認が完了してから引継ぎ調書の作成までの期間のことだと思うが、ちゃんと確認が終わったのに引継ぎ調書を受け取ってくれないというような御指摘もあったので、そこはちゃんと確認が終わったら、標準処理期間の中できちんと受け取ってほしいという意見も多かったため、そこを設定したということと、不要地認定から、ここまでの間というのは、都道府県の法定受託事務のところもかなり入っているため、そこについて、期間を設定すると都道府県を縛ることになるのではないかなということもあり、そういった考え方で表のとおり設定させていただくこととしたところ。

(高橋部会長) 少し整理していただいて、多分、標準処理期間についても、ここからここまで、ここからここまでというやり方がある。不要地認定から最後終わるまでが、都道府県の負担になっていると思うので、そこは、都道府県の責任の部分は除いて、国のほうとしては、ここまででやるということをはっきり書いていただいたほうがありがたいと思うので、事務局とうまく相談していただきたい。

(農林水産省) 都道府県や農政局とも調整しながら設定させていただきたいと思う。

(大橋部会長代理) 標準処理期間の今回の見直しは、とても大事なところだと思うので、これについて聞かせていただきたい。何を基準に、これを設定される場合にお考えなのか。調査結果では最短と最長が相当開いていて、最長などを見ると、こんなに長いのはあり得ない気がする。

他方で、せっかくこういう提案が出てきた案件であるため、農林水産省と財務省の話し合いに、実際にやっている都道府県を入れていただきたい。今までの経験を踏まえて決めないと、折角の経験が放置されてしまうということがあると思うので、それをお願いしたい。

2つ目は、標準処理期間を徒過したときはどうするのかということ。性善説で守られると期待しているが、それでも何かあったときには、きちんと地方農政局などに言えば、それなりに動いていただけるようにしていただきたい。先ほど調整していただけたということだったので、そういうところもお願いできるのかということをお聞かせいただければと思う。

(農林水産省) まず、1点目について、大橋部会長代理の御指摘のとおり、アンケート結果だけで機械的にやるのではなく、一番大事なのは、現場で迅速に進むということだと思うので、都道府県の担当者の方、また、手前どもの農政局、あとは財務省の担当とよく調整した上で、できるだけ、それが早く終わるようにという趣旨で、今後、調整をさせていただきたいと思う。

標準処理期間を徒過したときについて、もちろん、何か起きたときに、徒過することもあり得ると思うが、これも御指摘のとおり、理不尽なことでそうならないように、きちんと、そういうときには調整して、意見を聞き、できるだけきちんと調整するという形で、対応することとし、その旨もわかるように通知したいと考えている。

② 旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与した土地についての用途廃止時の運用の見直し

(高橋部会長) 国に返還する場合の手續や、返還不要のままの手續について、実態を調査されたということで、御説明していただいた資料の2ページがそうか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) かなり時間がかかるという話もあった。これ以外にはあり得ないのか。例えば、代替道路としてみなされた場合、手續はどうなるか。

(農林水産省) 代替道路としてみなした場合は、都道府県で確認を行い、対応する。国との関係は出てこない。

(高橋部会長) 都道府県が確認すれば、それでよろしいということか。

(農林水産省) 代替道路設置に伴う用途廃止については、知事が承認することになる。

(高橋部会長) 知事の承認で足りるということか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 知事の承認というのは、現地調査でいいということか。

(農林水産省) 実態の状況を見て、市町村等が管理するとしているのであれば、その管理状況を見た上で判断するということになる。

(高橋部会長) 代替道路の公共的な用途というのは、道路法上の道路のほうがいいのか。

(農林水産省) そういう意味では、地域住民に使われているということとを考慮すれば、また、農業者も使えるようなものであればよいと考えており、そのところは明確にしていきたいと思う。

(高橋部会長) 一般使用に供されている道路であれば、それでいいという意味で、代替道路と認定すると、法的な性格にかかわらず、実際に代替道路として使われていれば、それで結構だという趣旨か。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) それは、公共用水路でも同じか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 一般公共の用に供されているという実態があれば、それは都道府県として知事が承認されるということを確認させていただきたいと思う。

(農林水産省) 承知した。

(大橋部会長代理) 御説明いただいた資料の3ページの90-②に「公共事業等のもとで整備される道路等が」と記載されていたが、「公共事業等」について、今、お話に出てきたのは、道路とか排水路とか、そういったものについては公共性を認めているという例があるようだが、この点について、かなり柔軟に、幅広く認めていただく余地があるのか。「等」の中身は、自治体の関係者が処分を進める上で、どれぐらいまで許容されるのかを考える上で、非常に大事なところだと思うので、例示していただく、あるいは、今のお考えなどを教えていただきたい。

(農林水産省) 市町村等に譲与している施設は、農道が一番多いのだが、あとは用排水施設などが対象となっている。その「等」は、実際に譲与している施設で、農業用道路や用排水施設などに関するものが対象であると考えている。

(高橋部会長) 例えば、公園などの施設はだめなのか。一般公共の用に供されているという意味では、公園などでも公共用の施設の敷地であればいいのではないか。

(農林水産省) そういう意味では、農業用道路として譲与したものであり、農業者も利用できるということがあるため、基本的には、農業者として利用できるような道路、もしくは用排水施設といったものを考えている。

(高橋部会長) 一般道路でもいいとの説明があったが、確かに農業者が使えるから、用排水路だって、都市の現状の中で、もう下水になってしまったみたいなのがあると思うのだが、それはだめなのか。

(農林水産省) 排水路として、もともとの機能を一部でも引き継いでいれば、そこは大丈夫である。

(高橋部会長) それで、公園はだめなのか。

(農林水産省) 公園は元の機能そのものが全く別のものになってしまうものであり、対象とは考えていない。

ある目的を持って譲与したものであり、それを先ほど言ったように、農道と一般道路ということであれば、許容範囲内だと考えるのだが、それが公園になると、同じ公共ではあるが、当初の目的とかなり違ってく

るため、そこまで認めるのは難しい、慎重に検討する必要がある、そういう趣旨である。

(高橋部会長) 農業の施設、農業用に使っている、例えば、いろんな農業用の施設があるが、公共の用に使われている、農業用の施設はだめなのか。

(農林水産省) 例えば、用途廃止という形で公園にしてもらおうということは、手続を経ればできるのだが、元々農業用道路であったものの機能を、ある程度引き継ぐものとして代替施設ということを考えているので、農道が公園になってしまうということになると、全くそういった機能を引き継ぐことにならないので、そこは、今は対象としていない。

今回、こういうお答えをさせていただいた趣旨の中に、元々御提案の中で、公共事業や地域から買いたいという話があったときに、例えば、農業用道路であれば、そういった公共施設などをつくるときに、必ず使う道路というものはあるし、例えば、排水路などもあるので、そういったものが、今回の対象として、改めてつくらなくても代替施設としてみなせるかなと思ひ、そういったことでお答えをさせていただいた。

(高橋部会長) 農業というくくりで広げるという意味では道路や排水路以外に、農業者が一般に使うような公共的な施設というのは、他にないか。

(農林水産省) ダムとかもあるが、今回の議論の対象になるものであれば、線的に広がっているもので、みんなが使うというものであれば、道路なのか、水がながれる用排水施設なのかと、これが典型的になってくると思う。

(高橋部会長) そういった意味で、幅広に代替施設を見ていただくこと、そのときには、代替施設であれば、現地確認だけで承認で足りるということも明確にさせていただくということをお願いしたい。

<通番 26：乗用タクシーの営業区域の変更に係る地方公共団体による要請権限の付与（国土交通省）>

(高橋部会長) ガイドラインの見直しについて、実施していただくことと受けとめさせていただいてよろしいか。

(国土交通省) 例えば、五條市の件も、デマンド型でやったらどうかと支局からはお答えしていて、それを持ち帰った五條では、そこは無理だということがあったようだが、そこでさらに現場でやりとりになればよかったのだが、そこがなされずに五條市はこちらに御提案になったと、我々としては認識している。今後、そういうことが滞らないように、ガイドラインの中に明確に位置づける。そういうことをしっかり書いて、事例の紹介もするという対応をさせていただきたいと考えている。

(高橋部会長) わかりました。ガイドライン等において明記していただくこと。

(国土交通省) 今後検討みたいになっているが、ここは前向きに対応させていただきたい。

(高橋部会長) わかりました。では、対応をしていただくということで、御礼申し上げます。

そうすると、要は、地域公共交通会議というのは、幅広にいろいろとできるということで、すごくいいのだと思うのだが、参加する側としては何ができるということが余り明確でないと、言いづらい話もあるので、そういう意味では、少し個別的に問題になったところについては、お願いしたいという趣旨。そこは是非ともよろしくお願いしたい。

(国土交通省) 承知した。

(伊藤構成員) 御対応いただけるということで有り難いのだが、ガイドラインに明記するとき、単に地域公共交通会議の協議事項に加えることができるというような書きぶりだと、営業区域の設定の最終的な権限は地方運輸局長、運輸支局長が持っているということなので、ただ聞きおくというか、そういうことが懸念される可能性があるのでは、できればガイドラインの書きぶりをもう少し詳細にさせていただき、協議事項に加えると同時に、意見を述べたことに対しては誠実に対応していただきたい。地域公共交通会議全体が、誠実に対応すると制度設計がされていると思うが、その点、提案団体等も疑義がないような書きぶりを、ぜひお願いしたいと思うが、いかがか。

(国土交通省) そのとおりだと思うが、今度の五條のお話も、近畿運輸局から経緯を聞いたところ、デマンド型というのは、かつて国交省のほうから御推奨させていただき、それを各自自治体でキャッチアップされて展開されて、大変マッチしていた時代があると認識しているのだが、最近、なかなかそれも運用するのが大変なぐらいになってきていて、それでこういうものが、今回、本省と運輸局、支局を介して五條市とやっていく中で、そこが明確でなかったと我々として認識している。

何でそんなことを申し上げているかというと、我々としては、地域のニーズにその時点において誠実に対応

させていただきたいという中なので、ある時代には、それがベストだったかもしれないが、それは時代がたつていくと、さらにどうするのだというのが出てくる中、ガイドラインそのものについては、先生の御指摘に対して、わかりやすく書こうと思うが、何よりも出先というか、我々のほうの運輸局、支局で、かつては本省のほうもデマンド型を推していたし、自治体のほうもよかったが、それをそのままにするのではなく、地域のニーズにきちんと応じなさいというのは、事例をしっかりと紹介していく。他の地方というか、運輸局でも、こういうのがあると。そういう対応があれば、その周知というか、それとあわせて考えさせていただければと。

要するに、あくまでもモデルを示す中で、どういうことに留意するか書いて、そこは明確に位置づけていこうとももちろん思いますし、御指摘に対してやろうと思うが、何よりも現場の方はそうだったのかと言うのは、我々の方の問題だが、周知して誠実な対応とあるような話も、先んじてこのようなニーズが生じているところでは、こういう事例で対応しているというような紹介の周知がまだまだだというのは認識しているので、そういうのをあわせて対応させていただきたい。

(伊藤構成員) 国交省の本省と出先のことも含めて、きちんと御対応いただけるということだと理解したので、よろしくお願ひしたい。

(大橋部会長代理) 確認だけなのだが、今日いただいた 32 ページの最初のポツのところを線が引かれているところ。地域公共交通会議において営業区域の見直し等を協議事項として、そこでは会議において構成員である地方運輸局長に対して営業区域の見直しを、これは地方公共団体が要請することが可能であると。この文章をガイドラインの中にきちんと置いていただけるかということである。それを書いていただいた場合に、それは現在あるモデル要綱の 5 条にあるように、この会議で誠実に扱っていただけると、そういう理解でよろしいか。

(国土交通省) 然り。本件の場合には、営業区域の見直しであるので、それは明確に書いて、どういう案文にするのかは、今後練ってまいるが、先生方の御趣旨も認識しているので、明確に位置付けて書いていくという趣旨。

(高橋部会長) それに加えて、協議事項の中に加えられるということも書いていただくということか。

(国土交通省) そのとおり。

(高橋部会長) 御礼申し上げる。ぜひ、そういう方向でよろしくお願ひしたい。

(磯部構成員) モデル要綱の 5 条というのは、協議が調った事項については、結果を尊重し、誠実な実施に努めるという書き方になっているのだが、協議が調うまでの間の、まさに協議において誠実に対応するということは、どこかほかの条文にも書いてあるのか。

(国土交通省) 我々が出している、こういうガイドライン、要綱上、営業区域の見直しというものが、しっかり特記されていない。それが無いのは不明確ではないかということもあるので、それをしっかり、そういうことも協議できると。それとあわせて周知を図りたいというのは、この場で御紹介していた先行事例もあるし、五條市も地方公共団体等関係者からの意見を踏まえて運輸局が営業区域を見直した先行事例に既になったわけだがそういうものをやっている。

あとは、誠実にそこでやるというものをどう書けばいいのかというのは、言い回しは難しいのだが、ある種、しっかり現場のほうに、そこに書いてあるから、そこで滞ってしまってそれを聞き置くだけということのないようにという趣旨で誠実にということからすると、私どもが通達してガイドラインに載せている以上、協議事項としてしっかり取り上げてやることは、一メンバーであるが、そこは所管の役所がそこに出張っていくわけだから、そこをさらに誠実にということを書くことが必要なのかどうかというのは、ちょっとよくわからないところもある。何がしか事務局と相談する中で、我々の出先がそういう面で、誠実に対応しないとは全然思っていないので、それをこれでやっていいのかなというところが、必ずしも現場のほうでは、わからないこともあったかもしれない。

かつては、ある種、ヒット商品だったデマンド型を提案して、お答えがないので、それきりになってしまったというようなことを近畿運輸局から聞いていて、我々としてはそのように認識していた。滞りのないように、しっかり検討して、地域が合意される話でしたら、しっかり後押しせよということが伝わるように、必要な事項であれば、書いてまいりたい。

(高橋部会長) 事務局、いかがか。

(橋本参事官) 提案団体の御希望としては、最終的にこの営業区域の見直しについて、運輸局長が権限者となっているので、例えば、誠実な実施に努めていただいたときに、結果として総合判断でだめだという場合もあると思うので、その場合は、だめな理由も含めてきっちり応答いただきたい。回答をしっかりと理由をつけて御説

明いただきたいというがあるので、それが、この誠実な実施の中に含まれるかどうかを御確認いただければありがたい。

(高橋部会長) 今のはどうか。

(国土交通省) 御提案の中身は、それはそれとして、理由も答ええないなどというのは、もちろん論外なので、それは当然に対応すべきことと思う。何か逆に、そういう不誠実さがあれば、また、提案団体から運輸局に言っていたいただいても結構だし、運輸局の対応ぶりが、我々としては信頼しているが、五條市なり何なりから、ちょっとと言うことであれば、国土交通省本省にそれはおかしいではないかと言っていたいただければしかるべき対応をさせていただきたく思う。

今度のも、もう少し振り返って申し上げるならば、五條市については重ねてだが、やりとりは現場でしていたと我々としては認識している。お困りのこともあった。ただ、時代に即してどうかという提案をしてしまった気配はあると。そうであれば、それは無理だという話を率直にいただければ対応できたかもしれないと我々としては考えているわけなので、できる、できないの判断の話では、本件はなかったと認識している。

(高橋部会長) ちょっと少し認識にずれがあるかなという気がしている。国交省としては許認可権者。許認可権者が入っていて、協議会の中の一メンバーだという点をおっしゃっている。しかし、では、許認可権者に、本当に物申せるのかというところが、まだ協議会の制度が、始まってそんなに時間がたっていないので、あるのではないか。

(国土交通省) それは、我々としては、地域公共交通会議が開かれる場合には、かなり率直な意見がそれぞれの場でも出されていると認識しているし、ちょっと腑に落ちないのは、今度の五條市の件も、我々としては許認可する立場だから、真摯に対応すべきだったと思うし、提案について、しっかりやりとりをさせていただく立場だったと思うが、近畿運輸局から経緯を聞いたところ、なぜ今回の営業区域についての話をできないのかとか、地域公共交通会議でできないのかというお話自体、五條市からは出ていなかったと、我々は認識しているので、そこで一足飛びに許認可についての説明責任云々ということとされるような話とは余り認識していないし、許認可についてのお問い合わせがあれば、当然、理由づきでお答えしていくというのは、行政処分ですから、当然のことと思う。

(高橋部会長) だから、当然なのだけれども、実態上どうなのかという話がある。そういうのはいっぱいある。法令上、行政手続法にいろんな疑惑があるような許認可をやっている役所はいっぱいあるので、そういう実態に合わせて、制度を動かすという話。

(国土交通省) それはそのとおりだと思っていて、私が申し上げたいのは、そういう制度のもとで、我々の、いろいろそういう運用が、必ずしもしっかりしていない場合があると。世の中にはあるかもしれない。

(高橋部会長) そこは、分権側の立場に立つ認識と、提案を受ける側の認識が少しずれることもあるので、そこはお互いすり合わせましょう。

(国土交通省) そういうことのないように、現場で、そういうふうな地元とのそごがないように、また、協議会のほうもしっかり運用していただくように、周知措置をしっかりと図らせていただきたい。

現場の意思疎通というのは、今回の提案団体ですと、五條市と出先とのやりとりの不足。それが許認可をする立場のほうは、そういう立場なので、なかなか五條市がおっしゃっていただきづらかったということであるならば、そういうことのないようにしようと思う。

(高橋部会長) そこは、お互い分権側と許認可を行う側、同じものを見ても違う側面が出てきてしまうので、そこはうまく調整しましょう。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) では、よろしく願います。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)